

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

習志野市は、昭和29年8月1日に津田沼町を母体として人口30,204人で誕生し、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発等が行われる中、平成28年4月に人口が17万人を超えた。令和7年6月末現在、総人口は約17万5千人となっている。

本市が令和6(2024)年3月末時点の住民基本台帳(日本人住民と外国人住民の合計)を基準年人口として、統計的な手法を用いて独自に推計した将来人口の推移を見ると、今後、総人口は令和17(2035)年頃をピークに減少局面に移行し、令和23年(2041)年は17万ピーク時と比べて1.4%減少すると予測されている。

本市の産業は、半農半漁のまちから軍施設として栄え、昭和40年代に入ると、2度にわたる埋め立て事業により、「住工混在」を解消し、操業環境の確保と高度化を目指した工場移転が進められた。

さらに、昭和50年代に入ると、JR津田沼駅周辺への大型商業施設の進出が相次いだ。

このような中、近年は、駅周辺は商業・業務地、東部及び臨海部は工業集積地となり、本市特有の交通利便性の良い立地条件から物流関係の企業が多く進出してきている。

なお、産業別民営事業所数においては、総数3,086件(令和6年経済センサス基礎調査)のうち、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

産業の課題としては、消費者の生活スタイルの変化、生活行動圏の広がり、インターネット等を活用した販売形態等の影響を受け、厳しい競争状況下に置かれていることが挙げられる。

また、ものづくり離れや産業空洞化といった課題は、本市にとっても例外ではなく、将来にわたる影響が懸念される。

(2) 目標

生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

また、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しておらず、幅広い業種において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画で対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等導入の促進を図るため、区域については制限をせず、本市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しておらず、幅広い業種や事業において生産性の向上を図ることが必要であるため、全業種・全事業を対象とする。

ただし、本計画は地域雇用の維持・確保や地域経済の発展を目的としていることから、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業については、対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である税制支援の適用期間と合わせるため、国が同意した日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みや雇用の維持・確保を妨げる取り組み等については、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない。
- ・納期が到来している市税に未納がある者は、認定の対象としない。